

令和3年度第1回教育研修委員会 議事録

開催日時：令和4年3月18日（金）10:30～12:00

開催場所：(公社)全国産業資源循環連合会（web会議）

出席者：松本英高（委員長）、石郷岡晋、西野賢一、村上明、松浦敏明、山本彰徳、
岩本充博、篠原敬、本田高浩（以上、委員）
森谷賢、桑田信男、竹内敏、戒能伸定（以上、事務局）

配布資料：

次第

出欠表

委員名簿

資料1 令和元年度以前と令和2年度以降の許可等講習会委託事業について

参考資料 1-1 2021年度許可等講習会事業及び電子マニフェスト運用支援事業について（要望）

参考資料 1-2 2021年度及び2022年度講習会事業並びに2022年度電子マニフェスト協力支援事業について（要望）

参考資料 1-3 講習会の受講実績（JWセンター「令和3年度教育研修運営委員会（第2回）」資料抜粋）

資料2 令和4年度許可等講習会について

参考資料 2-1 令和4年度講習会等開催計画（案）（JWセンター「令和3年度教育研修運営委員会（第2回）」資料抜粋）

参考資料 2-2 2022年度講習会覚書（案）

資料3 令和3年度人材育成事業に関する報告

資料4 中部地域正会員協会による許可講習会（収集運搬業・許可更新）

追加資料 村上委員からの質問事項

【議事】

1. 開会

2. 連合会挨拶

本日の委員会では許可等講習会事業がどのように変遷してきたかを振り返ってい

ただき、今後の実施にあたり重要な点についてご意見を賜りたい。

また、連合会が公益目的事業として行っている人材育成事業の現状についてご説明し、皆様にご理解を賜りたい。

3. 委員長挨拶

教育研修委員会は、コロナ禍により昨年度は委員会の開催を中止したため、委員改選後、初めての開催となる。

許可等講習会は、新型コロナウイルスの感染予防のため、令和2年度から会場での講義を中止し、オンライン講義と会場試験を組み合わせた方式で実施している。来年度もオンライン方式をメインとした講習会が計画されている。会場での講義については、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しての開催となる。

昨年度はコロナ禍の中、年間の受講者は大幅に減少したが、今年度はコロナ以前に戻りつつある。本日は、コロナ禍を境に許可等講習会の委託事業がどのように変わったかを事務局から報告を行い、今までの経緯をご確認いただいたうえで今後の許可等講習会についてご意見を賜りたい。

4. 委員紹介

自己紹介を行った。

5. 議事

(1) 令和元年度以前と令和2年度以降の許可等講習会について（報告）

(2) 令和4年度許可等講習会について（報告）

事務局が資料1,2及び参考資料1-1,1-2,1-3,2-1,2-2について説明した。

説明後、意見交換を行った。主な内容は以下の通り。

- ・ 本資料に関する質問を、追加資料のとおり信越・北陸地域で取りまとめた。追加資料の質問事項⑬の内容となるが、令和4年度の業務委託費は令和3年度及び令和2年度と比較すると、連合会は1,000万円程度上がり、協会は1,000万円程度下がっているように見える。連合会の業務委託費の算出根拠を教えてください。

←（事務局）連合会の業務委託費はJWセンターが決めている。JWセンターに算出根拠となる内訳等の提示を求めたが、応じてもらえなかった。

※会議資料における令和2年度～令和4年度の業務委託費は下表のとおり。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度(試算) |
|-----|---------|---------|-----------|
| 協会 | 約1億円 | 約1億3千万円 | 約1億2千万円 |
| 連合会 | 約4千万円 | 約2千万円 | 約2千万円 |
| 合計 | 約1億4千万円 | 約1億5千万円 | 約1億4千万円 |

- ・ 連合会は業務委託費を上げるための交渉をJWセンターと行うべきではないか。
← (事務局) 連合会の業務委託収入は、表彰、地域協議会、安全衛生、青年部協議会等の活動資金の原資となっていることをJWセンターに説明し、業務委託費の増額をお願いした。しかしながら、業務委託費はJWセンターの算出方法に基づき決められているため、今年度と同程度の業務委託費がJWセンターから提示された。

(3) その他(報告)

事務局が資料3,4について、説明した。

説明後、村上委員が追加資料の主な質問について説明し、その質問に対して事務局及び松浦委員が以下の通り回答した。

- ・ 連合会とJWセンターが交わす許可等講習会の委託契約書に協会の役割が記載されている。その役割を連合会と協会が覚書を交わすことで同意する形を取っているが、連合会、協会、JWセンターで委託契約を交わす必要があるのではないか。若しくは連合会とJWセンターが委託契約を交わす前に協会の同意を得る必要があるのではないか。また、正会員会費の算定基礎の中に許可等講習会の委託費が含まれているが、算定基礎から除くべきではないか。
← (事務局) 実施要領等で協会が実施する業務が示されている。協会の役割が実施要領等に明示されていれば覚書で問題ないとする。また、正会員会費規程は平成3年に決まったが、許可等講習会に係る連合会から協会への支出は当時から算定基礎に入っている。正会員会費算定において除外される委託費は、協会が連合会以外から委託を受けた事業によるものと解している。
← 協会と連合会の覚書については、実務上問題が生じていないのであれば、暗黙の了解とするが、法的には違うと考える。また、正会員会費規程を見直せば疑問は氷解するのではないか。個人的には従来のやり方で実務上問題ないと考えている。
- ・ 中部地域協議会による許可講習会の準備状況について、次のことを確認したい。

①来年度に実施できるのか、②主催者は協会なのか、地域協議会なのか、③修了証は他の行政において適用されるのか、④行政とどのような交渉を行っているのか。

←（事務局）①の実施時期については、県との協議、審査等の進捗によって決まる。②の主催者（修了証の発行者）は県との調整で決まる。③の修了証については、JW センターが発行している修了証以外としては、北海道の専門学校、大阪協会が発行している修了証が認められている。最終的には県が審査する中で決まっていく。

←①については、四県協会では各県と今年の3月から令和4年度から実施すべく協議を始めたところ。静岡県では、4年度から許可講習会の修了証を添付しないと許可申請書を受理しない旨の通知が出ている。④については、県の概ねの了解を得られた後に、政令市と話を進めていく。テキストについては、JW センターのテキストに記載された太字部分の項目が漏れないよう作成し、重点事項についても、JW センターのテキストと同等であることを県に説明した。愛知県からももう少し補足説明が必要であると指摘され、JW センターのテキストと比較し、何が足りないのかチェックしているところである。受講料については、センターと同額を設定する。不合格者への再試験はセンター同様に2回を行う予定である。本取り組みが実現すれば情報提供を行うので、もう少し様子を見て欲しい。

（4） その他（意見交換）

意見交換を行った。主な内容は以下の通り。

- ・ JW センターは中部地域の取り組みを承知しているのか。
←（事務局）連合会から JW センターに話はしていないが、本取り組みが本格的に動く前に、環境省に次の確認を取っている。環境省は、許可講習会は指定講習会ではないので、JW センター以外が実施しても構わない、所轄の行政が同意すれば良いとの見解であった。
- ・ 中部地域による許可講習会が開催された場合、開催計画において全体の試験回数を減じることにつながらないか。
←（事務局）中部地域による許可講習会は、パソコンを利用できないために更新講習会への受講が困難な収運業者への対応のために行うものである。4協会ですべて7回の開催となり、受講者数は350人程度であるので、影響はないと

考える。

←パソコンを利用できない事業者のために開催するので、受講者数は限られている。これを機に更新を諦める人もいると考える。

- ・ 行政からの要請に協会が対応していく中部地域の取り組みは先進的であり、注目している。来年度の許可等講習会について、2点要望がある。1つ目は追加開催があった場合には、円滑な調整ができるように配慮をお願いしたい。2つ目は会場視聴型講習会の案内について、JW センターHP のわかりやすい場所に掲示する等、受講者からの問い合わせに対応しやすくして欲しい。
- ・ 近畿地域内では大阪協会が許可講習会（収集運搬業更新用）を独自で実施しているが、修了証が適用されるのは大阪府と堺市のみである。適用の範囲を近畿地域内に広げていることを考えている。収集運搬業者を考えれば、他府県にわたり広域的な適用が望ましい。

6. 閉会

以上で閉会した。